

第212回国会に「国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律案」を提出。
当該法律案が成立した場合、(国研)情報通信研究機構(以下「機構」という。)の出資状況が変更され、機構は政府のみを出資者とする法人となることから、以下の税制改正を要望。

(1) 登録免許税

機構は政府のみを出資者とする法人となることから、登録免許税法上の非課税法人とし、「登録免許税法別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人を指定する件」(平成十三年財務省告示五十七号)に機構の項を追加する。

(2) 所得税

機構は政府のみを出資者とする法人となることにより、「所得税法別表第一 独立行政法人の項の規定に基づき、所得税を課さない法人を指定する件」(平成十五年財務省告示第六百五号)による機構の指定を継続する。

(3) 印紙税

機構は政府のみを出資者とする法人となることから、印紙税法上の非課税法人とし、「印紙税法別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、印紙税を課さない法人を指定する件」(平成十三年財務省告示五十六号)に機構の項を追加する。

(4) 消費税

機構は政府のみを出資者とする法人となることから、「別表第三(第三条、第六十条、附則第十九条の三関係)」の「独立行政法人(所得税法別表第一の独立行政法人の項に規定するものに限る。)」の項への機構の該当性を継続する。

※当該税制改正要望に伴い、地方税(地方消費税)についても所要の措置を要望。

(5) 法人税

機構は政府のみを出資者とする法人となることから、法人税法上の公益法人等から公共法人とし、「法人税法別表第一 独立行政法人の項の規定に基づき、法人税を課さない法人を指定する件」に機構の項を追加する。

※当該税制改正要望に伴い、法人税法の別表第一及び第二を引用する地方税(法人住民税、事業税及び事業所税)も所要の措置を要望。

改正内容

要望どおり措置

国立研究開発法人情報通信研究機構が政府のみを出資者とする法人となることに伴い、

- ・公共法人(法人税法別表第一)(現行:公益法人等(法人税法別表第二))とする。
- ・登録免許税法別表第二(登録免許税の非課税法人)掲名法人に変更する。
- ・印紙税法別表第二(非課税法人の表)掲名法人に変更する。
- ・機構が行う事業に係る事業所税について、非課税とする措置を講ずる。